まちなかの回遊性向上促進事業補助金(公共空間活用促進事業)交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかの回遊性を高めることにより中心市街地の活性化を図り、公共空間を活用した参加型の取組・イベント(以下「事業」という。)を実施する個人又は団体に対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか補助金の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業補助金)

- 第2条 補助金の交付は、市長が公益上必要と認める事業を行う個人又は団体等(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の定める範囲内で別表第1に規定する額を交付する。ただし、補助金の対象となる経費については、別表第2に規定する経費区分とする。
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者が、宮崎市の補助金等受けている場合、又は受ける予定 の場合、この要綱に基づく補助金の交付は行わないものとする。
- 3 この補助金は、公共空間を活用した新たな取組に対して交付するものとし、補助対象額は、補助対象経費から収益、協賛金及び寄附金等(クラウドファンディング等含む)の収入を差し引いた額とする。

(交付の申請)

- 第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、補助金等交付申請書 (規則様式第1号)を所定の期日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第1号)
 - (2) 収支予算書(様式第2号)
 - (3) 平面図
 - (4) スタッフ名簿 (様式第3号)
 - (5) 市税納付状況確認同意書(様式第4号)
 - (6) 宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)に基づく誓約書兼同意書(様式第5号)
 - (7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、適当と 認めるものについて補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は必要な条件 を付することができる。
- 2 市長は、補助事業者(法人の場合は役員を含む。)が宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規 定する暴力団関係者に該当する者であるとき、市税を滞納している場合又は指定が適当でないと 判断する場合は、前項の決定を行わないものとし、その旨通知するものとする。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合に

はその条件を補助金等交付決定書(規則様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知 するものとする。

(申請の取下げ)

- 第6条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、その他特別な事情があるときは、市長の定める期日までに、書面により申請を取下げをすることができる。
- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更)

- 第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受領した後において、当該事業計画を変更しようとする場合は、変更の理由を付し、補助事業計画変更承認申請書(規則様式第3号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業の趣旨に影響を与えない軽微なもの(補助金交付決定額の減額及び補助金交付決定額の範囲内で事業費の10%未満の増額)については、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを承認し、補助事業計画変更承認通知書(様式第6号)の通知をするものとする。

(関係書類の整備)

- 第8条 補助事業者は、補助事業の執行に係る経費の収支を明らかにする帳票を備え、関係書類を 常に整備しておかなければならない。
- 2 前項の帳票、その他の関係書類は、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、30日以内に補助事業実績報告書(規則様式 第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。
 - (1) 事業実施報告書(様式第7号)
 - (2) 収支決算書(様式第8号)
 - (3) 支出を証明する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、その成果が補助金の交付内容又は付した条件に適合すると認めたときは、補助金等交付確定通知書 (規則様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金は、前条の規定により確定した額を事業の終了後に交付するものとする。ただし、

事業の性質上事業の終了前に交付することが適当と市長が認める場合には、補助金等の全部又は 一部を事前に交付することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年5月26日から施行する。
- 2 まちなか公共空間活用促進事業補助金交付要綱は廃止する。

附則

この要綱は、令和3年9月15日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月22日より施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表第1

区分・補助金の額

区 分	補助金の額			
若草通、一番街、高千穂通り、 四季通り、ハイカラ通り、広 島通り、駅前通り、中央通り、 西橘通り	補助対象経費の一部又は全額補助補助率			上限
	(1)	実施内容のうち 収益性のあるイベント	4/5	20 万円
	(2)	実施内容のうち 収益性のないイベント	10/10	/1イベント

別表第2

補助対象経費

経費区分	経費の例
報(賞)費	来賓、司会者、出演者等への謝金(旅費相当分、駐車場代等含む。) スタッフ(実行委員除く)への報酬。
会場設営費	機材(音響、照明、ステージ、机、イス、発電機等)、レンタルに係る費用等
委 託 料	警備、音響等の委託に要する費用等
広告宣伝費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷に要する費用、その他広告に要す る費用等
光熱水費	燃料費、電気料、上下水道料等
事務費	新型コロナウイルス感染症感染防止用品、消耗品、打ち合わせの会場費、 各種保険料、道路使用許可、スタッフの交通費・駐車場代、スタッフ用 の茶・弁当代等
その他の経費	その他、市長が特に必要と認める経費

(1)補助対象経費は、原則として領収書の写しを添付するものとし、消費税及び地方消費税相当額は経費に算入しないものとする。ただし、消費税の仕入税額控除の対象とならない事業者(免税事業者等)は、領収書の原本を添付し、消費税及び地方消費税相当額も含めて補助対象経費とする。